

Ⅳ 取組指標・ヒアリング結果等を踏まえた、各主体の取組状況及び評価・課題 第1節 国民の取組

（第三次循環基本計画における国民に期待される役割）

国民は、消費者、地域住民として、自らも廃棄物等の排出者であり、環境への負荷を与えその責任を有している一方で、循環型社会づくりの担い手でもあることを自覚して行動するとともに、より環境負荷の少ないライフスタイルへの変革を進めていくことが期待されます。

〈関連する取組指標〉

○一般廃棄物の減量化（目標を設定する指標）

（1人1日当たりのごみ排出量、1人1日当たり家庭から排出するごみの量）

○循環型社会に向けた意識・行動の変化（目標を設定する指標）

（廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識、具体的な3R行動の実施率）

○国民一人当たりの資源消費量（推移をモニターする指標）

○耐久消費財の平均使用年数（推移をモニターする指標）

○2Rの取組状況（推移をモニターする指標）

（レジ袋辞退率（マイバック持参率）、詰替・付替製品の出荷率、びんのリユース率の推移、リユース・シェアリング市場規模）

○不法投棄の発生件数・投棄量（推移をモニターする指標）

現在の状況

① 一般廃棄物の減量化については、1人1日当たりのごみ排出量（平成24年度）は964グラムで平成12年度比では18.6%削減されました（目標は25%削減）。

また、1人1日当たり家庭から排出するごみの量（平成24年度）は533グラムで平成12年度比では18.5%削減されています（目標は25%削減）。

② 取組指標における国民の意識・行動のアンケート調査では、ごみ問題への関心がある人は約72%、3Rの認知度は約37%、廃棄物の減量化や循環利用に対する意識が高い人は約60%、グリーン購入を心がけている人は約79%となっています。グリーン購入を心がけている人の割合は依然として高いものの、総じて減少傾向がみられます。

③ 2Rの取組みの一部（レジ袋辞退率及び詰替・付替製品出荷率）については引き続き改善が見られます。一方、リターナブルびんの使用量は引き続き減少しています。また、意識・行動をみると、レジ袋辞退や詰替製品利用についても以前と比べ減少しています。

評価・課題

- ① 1人1日当たりのごみ排出量及び1人1日当たりに家庭から排出するごみの量は目標達成に向かって年々削減が進んでいます。この削減の要因としては、個別リサイクル法の施行、ごみ袋の有料化などが考えられます。今後、目標を達成するために更なる削減を図るためには、国民一人一人のライフスタイルの変革等が重要です。
- ② 国民の意識・行動のアンケート調査をみると、減少傾向の項目も多く、目標達成に向けて厳しい状況です。また、意識と行動を比較すると、高い意識が実際の行動に十分には結びついていない傾向が続いています。このため、目標達成に向かって、意識の向上を図るとともに、個々人の高い問題意識が実際の3R行動に結びつくような、とりわけ第三次循環型社会形成推進基本計画で重視している2Rの取組に関して、社会システムの在り方について検討していく必要があります。
- ③ 個別の取組状況を見ると、シャンプー、洗濯用洗剤等の詰め替え製品の出荷量やレジ袋辞退率などは、引き続き改善している一方で、意識・行動は高い割合ながらも減少しており、一層の取組の推進が必要です。また、同じ2Rの取組でも、リターナブルびん使用量等は減少傾向にあり、一層の取組を進める必要があります。
- ④ 国民の意識は高いが行動に結びついていないことや2Rに関しては多くの取組が不十分である現状を踏まえ、今後、国民のライフスタイルを環境負荷の少ないものへと変換を進めていく必要があります。
- ⑤ レジ袋辞退率や詰替製品利用など、取組のデータと意識・行動のアンケート結果の傾向に違いが出ているものなど、現在のデータだけでは取組の進展について適切な評価が難しいものがあります。これらの取組については、その要因を探り、より適切な評価方法の検討をしていく必要があります。

第2節 NGO/NPO、大学等の取組

(第三次循環基本計画における NGO/NPO、大学等に期待される役割)

NGO/NPO等の民間団体は、自ら循環型社会の形成に資する活動の担い手となることに加え、各主体の連携・協働のつなぎ手としての役割を果たすことが期待されます。また、大学等の学術・研究機関は、情報を国民が理解しやすいような形で分かりやすく提供することで、各主体の具体的な行動を促すことが期待されるとともに、学術的・専門的な知見も活かし、各主体の連携・協働のつなぎ手としての役割や、地域における環境保全活動に積極的に取り組むことが期待されます。

現在の状況

① 大学等の学術・研究機関に関する取組としては、たとえば、環境人材育成を推進するための産学官民協働プラットフォームである環境人材育成コンソーシアム(Eco LeaD)があります。Eco LeaDは大学13校、企業13社のほか、NGO/NPO等や海外賛同団体により構成されています。

また、文部科学省および日本ユネスコ国内委員会が持続可能な開発のための教育(ESD:Education for Sustainable Development)の推進拠点と位置づけているユネスコスクールに加盟する大学は5大学となります。

② NGO/NPO等の民間団体の活動をみると、地球環境基金から「国内民間団体による開発途上地域の環境保全のための活動」のうち循環型社会形成分野について助成を受けている団体は、平成26年度は国内での活動に対して11件、開発途上地域での活動に対して3件、平成25年度は国内での活動に対して15件、開発途上地域での活動に対して2件、平成24年度は国内での活動に対して13件、開発途上地域での活動に対して4件となっています。また、アジア3R推進市民ネットワーク(加盟団体数12)が中心となり開催をしているアジア3R推進市民フォーラムも2009年から毎年開催されています。このように、NGO/NPOの取組も国際的な展開が行われています。

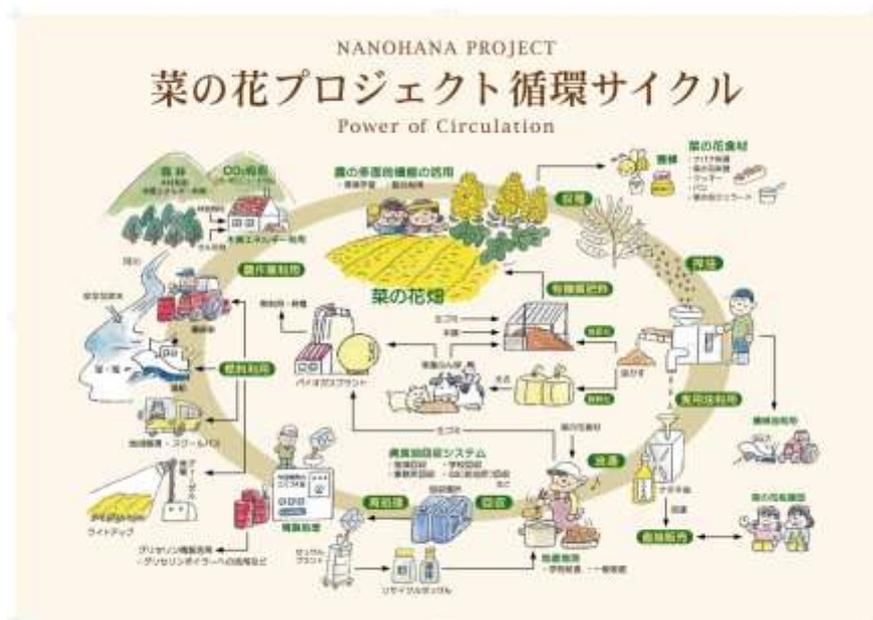
国内の活動をみても、たとえば3R推進マイスターは平成19年5月に第一期委嘱(平成22年5月に再委嘱)を行って以降、地方自治体等の推薦により委嘱が進められ、平成26年1月には第6期の委嘱が行われ、これまでに100人近い人々が委嘱されています。この3R推進マイスターによる活動は全国で展開されています。

【優良事例追記予定】

【国内外でのNPO/NGOの取組み】

「NPO 法人菜の花プロジェクトネットワーク」では、1976年から廃食油のリサイクル等を通じて分散・自立・資源循環サイクルづくり等に関する幅広い取組みを実施しています。東日本大震災の際には、ネットワークメンバーにより、岩手県釜石市、宮城県石巻市及び気仙沼市等の被災地へバイオディーゼル燃料の給油等の支援を行っています。

さらに、廃棄物問題の解決と循環型社会の形成のために我が国が進めている3Rの取組を世界各国に広げていくうえで、NPO/NGOは大きな役割を果たしています。「アジア3R推進市民ネットワーク」は、日本国内とアジア域内の廃棄物問題に取り組むNGOから成るネットワークであり、日本あるいはアジア各国で進む先進的な3R推進の取組みを、アジア各国の市民に向けて発信しています。具体的には、ベトナム等のNGO、行政機関、大学等を訪問し、情報交換と課題の共有を図るとともに、その結果を「アジア3R推進市民フォーラム」で報告しています。現在は、せっけん、堆肥、バイオ燃料に関して、市民コミュニティーベースで社会システムを構築することに注力をしており、今後さらに活動の拡大を図る予定です。



評価・課題

- ① NGO/NPO、大学等の取組の進捗を適切に測るための指標及びデータが不足しています。NGO/NPO、大学等の取組の進捗を適切に測り、今後の取組に活かすために、まずは適切なデータを収集するための仕組みづくりが必要です。また、併せて適切に評価するための指標の設定が必要です。
- ② 同時に、各主体にヒアリングを行い、まずは取組状況を適切に把握することが必要です。また、NGO/NPO、大学等の先進的な取組については、積極的に公表を行い、横展開を図っていくことが重要となります。

第3節 事業者の取組

（第三次循環基本計画における事業者期待される役割）

製造事業者等は、環境に配慮した事業活動を行うことなどにより、持続的発展に不可欠な自らの社会的責務を果たし、とりわけ法令順守を徹底し、排出者責任を踏まえて、不法投棄・不適正処理の発生を防止することが求められます。また拡大生産者責任を踏まえて、適正な循環利用・処分に係る取組への貢献や情報公開など透明性を高める努力を行うことが求められます。また、事業者団体は業種に応じた目標を設定すること等により全体の取組をより深化させていくことが期待されます。

小売事業者は消費者に近い事業者として、例えば、リユース製品、リサイクル製品等の積極的な販売、マイバックの推奨等、特に一般廃棄物削減に係る取組への貢献が求められます。

廃棄物処理業者・リサイクル業者は、生活環境の保全と衛生環境の向上を確保した上で、廃棄物を貴重な資源として捉え、そこから有用資源を積極的に回収し循環利用していくことが求められます。また、廃棄物処理やリサイクルに関する技術はその高度化を図るとともに、知的財産として適正に管理していくとともに、基礎的技術など汎用性のあるもの等はより多くの事業者が活用できるよう共有していくことが期待されます。さらにアジアをはじめとする諸外国の廃棄物・3R技術の高度化に貢献していくことも期待されます。

金融機関や投資家は、循環型社会づくりに取り組む企業・NPOや、循環型社会づくりにつながるプロジェクト等に対する確に資金供給することが期待されます。また、金融機関のコンサルティング機能を活用し、地域循環圏の形成において、地域で活動する排出事業者、リサイクル事業者等、各主体のつなぎ手の役割を果たすことが期待されます。

〈関連する取組指標〉

- 一般廃棄物の減量化（事業系ごみ排出量）（目標を設定する指標）
- 電子マニフェストの普及率（目標を設定する指標）
- 循環型社会ビジネス市場規模（目標を設定する指標）
- 2Rの取組状況（推移をモニターする指標）
（詰替・付替製品の出荷率、びんのリユース率の推移、リユース・シェアリング市場規模）
- 優良認定された産業廃棄物処理業者数（推移をモニターする指標）
- 不法投棄の発生件数・投棄量（推移をモニターする指標）
- 環境マネジメント等の実施（推移をモニターする指標）
（グリーン購入実施率、環境マネジメントシステムの認証取得件数、環境報告書の公表・環境会計の実施率、製品アセスメントのガイドラインの業界による整備状況、資源生産性の向上等に向けた目標を設定している事業者数）
- 各種リサイクル法の目標達成状況（目標を設定する指標）

現在の状況

- ① 事業系ごみ排出量は平成 12 年度比で 27.2%削減されていますが、近年は横ばいとなっています。
- ② 我が国全体の平成 23 年度の産業廃棄物の最終処分量は、平成 12 年度比で約 7 割減少と大幅に減少しています。

- ③ (一社)日本経済団体連合会は、環境自主行動計画において、平成 27 年度における産業廃棄物最終処分量を平成 2 年度実績の 65%減にするという目標と業種ごとの特性・事情等に応じた独自の目標(再資源化率等)を掲げ、循環型社会の形成に向けた主体的な取組を推進しています。(一社)日本経済団体連合会における平成 24 年度の産業廃棄物最終処分量(32 業種)は、約 459 万トンであり、平成 2 年度実績比で約 74.8%の削減しており、4 年連続して前倒しで目標を達成しています。

一方で平成 24 年度に目標水準を上回ったのは、廃棄物等の分別徹底、技術開発・用途開拓による副産物の製品化など、循環型社会形成に向けた主体的な取組に加え、景気低迷による生産活動の低下の影響もあったものと考えられ、今後の景気動向等によっては、最終処分量が増加する可能性があるとしています。

また、現在利用可能な環境技術や現行の法制度の下で、これ以上の削減が困難な業種も多く、近年、公共事業投資の低迷等によりセメント生産量が低い水準にあるため、廃棄物・副産物の受け入れ量が伸び悩んでいます。産業界は、今後も、産業廃棄物最終処分量の削減努力を続けるほか、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の一層の推進に努めるとしています。

循環型社会の形成に向けた各業種の具体的な取組としては、火力発電熱効率の維持・向上、需要管理の徹底による返品物の削減、事業系一般廃棄物の削減、レジ袋の削減等のリデュースに関する取組みや、廃棄物等の分別徹底、技術開発・用途開拓による廃棄物・副産物の製品化、製造設備等の部品の再利用等のリユース・リサイクルに関する取組み等を実施しています。また、東日本大震災後は、被災地の一刻も早い復興のため、がれきの撤去・リサイクルや放射性廃棄物の処理の推進に取り組んだ業種も存在します。

(一社)日本経済団体連合会は、循環型社会の一層の進展のためには、産業界の主体的な取組に加え、政府による政策的支援や、法制度の運用改善・見直しなどが不可欠であるとしています。

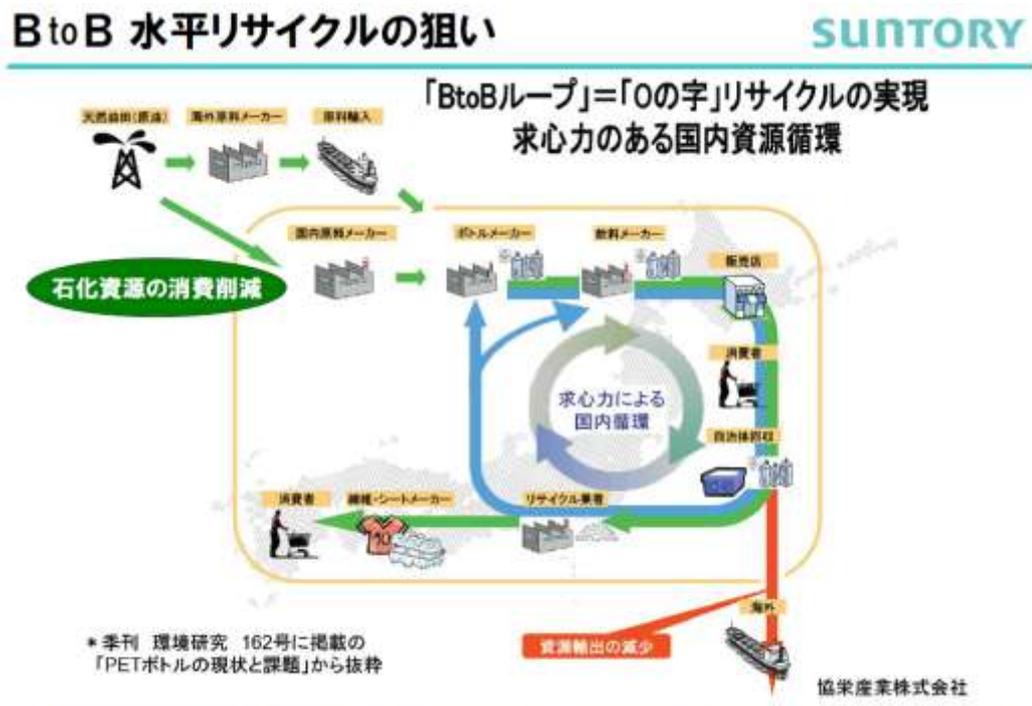
- ④ その他関連する取組指標を見ると、電子マニフェスト普及率の上昇、優良認定された産業廃棄物処理業者数の増加、グリーン購入実施率、環境マネジメントシステムの認証取得件数、環境報告書の公表・環境会計の実施率など多くの指標で、改善が見られます。

一方、びんのリユース率の推移（リターナブルびんの使用率）については、減少傾向が続いています。

- ⑤ 各種リサイクル法の目標達成状況を見ると、家電リサイクル法、食品リサイクル法及び建設リサイクル法の一部、自動車リサイクル法は目標を達成しています。

【BtoB 水平リサイクルに関するサントリービジネスエキスパート株式会社の取り組み】

サントリービジネスエキスパート株式会社では、PET ボトルのメカニカルリサイクルによる BtoB 水平リサイクルの取り組みを実施しています。PET ボトルのメカニカルリサイクルは従来のリサイクル技術と比べ、コスト/エネルギー面優位、物性調整が可能、除染能力が高い等のメリットが見込まれます。サントリービジネスエキスパート株式会社では、メカニカルリサイクル PET 樹脂の使用量が 2013 年度実績として約 10,000 トン、2014 年度予定で約 15,000 トンとなっています。しかし、回収 PET の海外流出等により両年度とも当初の計画に対して回収 PET を確保しきれず目標を下回る結果となっており、回収 PET の安定供給が課題となっています。



安定的・継続的な国内資源循環システムの確立 5

評価・課題

- ① 事業系ごみ排出量は、近年横ばい傾向ですがその増減要因が十分に把握できていないことから、今後、変化の要因を明らかにすると共に、目標達成に向けた更なる取組が必要です。
- ② 循環型社会ビジネスの市場規模は、景気が後退した平成 21 年に大きく減少しており、目標達成に向けて、更なる取組が必要です。平成 21 年の減少は、平成 20 年秋に起こった世界金融危機による影響が考えられます。その後少しずつ増加はしてきているものの、更なる取組を積極的に行う必要があります。
- ③ 中小企業向けの環境マネジメントシステムである「エコアクション 21」の認証取得数や環境報告書を公表している企業の割合、環境会計を実施している企業の割合の増加など、企業の環境に対する意識は着実に上昇しているものと評価できます。
- ④ 優良認定された産業廃棄物処理業者数は着実に増加し、また不法投機件数は年々減少しているなど、廃棄物の適正処理に関する取組は着実に進んでいるものと評価できます。
- ⑤ 事業者は、最終処分量の削減などの取組を進めており、(一社)日本経済団体連合会は、環境自主行動計画で掲げている目標値を前倒して達成しています。しかし、業種別の独自目標を含めても、最終処分量や再資源化率等の目標値以外の、資源生産性や 2R の取組に係る目標を設定している事業者はほとんどありません。今後、更なる取組の深化として、2R の取組や、製品アセスメントのガイドラインの整備や、資源生産性の向上等に向けた目標の設定などの検討が重要となります。また、そのような取組を適切に把握するための仕組みづくりが必要です。
- ⑥ 食品廃棄物に関しては、食品ロスの要因となっている商慣習見直しの検討を実施する等、食品関連事業者による様々な取組が推進しています。食品関連事業者を含む多様な主体の協力のもと、平成 26 年 4 月には食品リサイクル法に基づく食品関連事業者の食品廃棄物等の発生抑制の目標値について、75 業種のうち 26 業種について本格施行を行っており、着実に取組が推進しています。
- ⑦ 3R を推進していくためには小売事業者が重要な役割を担うことから、今後、その動向を把握しつつ、取組を推進していく必要があります。
- ⑧ 減少傾向に歯止めがかからないリターナブルびんの使用率について、現在の消費・流通構造の変化を踏まえた促進のありかたについて官民一体となって、

検討を進めていく必要があります。

- ⑨ ペットボトルの B to B などの水平リサイクルにおいては、エネルギー消費・CO2 排出量の削減効果、経済コストの多少を考慮に入れた上で、リユース・リサイクルの方法を検討する必要があります。
- ⑩ 各種リサイクル法の目標達成状況については、多くが目標を達成しています。多くが目標年度を迎えていること、現在各種リサイクル法またはその目標等の点検・見直しが行われていることから、その見直し結果も踏まえ、今後も取組を推進していく必要があります。

第4節 地方公共団体の取組

(第三次循環基本計画における地方公共団体に期待される役割)

地方公共団体は、地域の循環型社会形成を推進していく上で中核としての役割を担っており、廃棄物等の適正な循環利用及び処分の実施や各主体間のコーディネーターとして重要な役割を果たすことが求められます。特に、都道府県は、広域的な観点から、市町村等の調整機能を果たすことが、市町村は、地域単位での住民の生活に密着した循環システムを構築することが求められます。

〈関連する取組指標〉

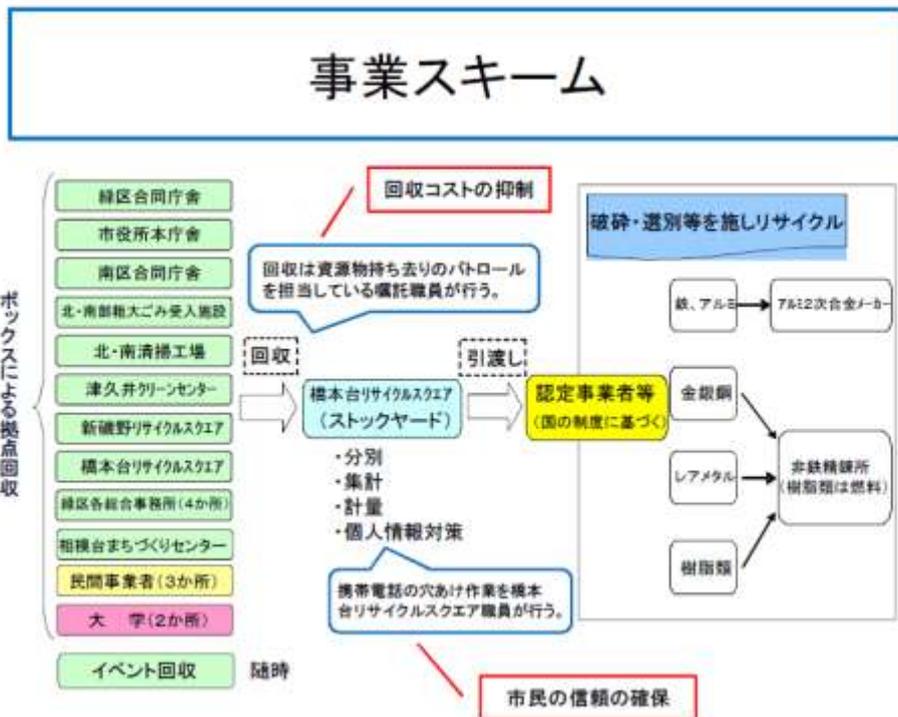
- 生活系ごみ処理の有料化実施地方公共団体率（推移をモニターする指標）
- 一般廃棄物のリサイクル率（推移をモニターする指標）
- 使用済小型電子機器等の回収地方公共団体数・実施人口割合
（推移をモニターする指標）
- 廃棄物焼却施設における発電・熱利用の状況（推移をモニターする指標）
- 地域における循環型社会形成に向けた取組（推移をモニターする指標）
（地方公共団体による循環基本計画の策定数、地域循環圏形成のための取組数）
（推移をモニターする指標）
- 海外の都市と循環型社会形成に関して連携している地方公共団体数
（推移をモニターする指標）

現在の状況

- ① 地方公共団体の循環基本計画等策定数は、平成24年度で1,365（78.3%）となっています。海外の都市と循環型社会形成に関して連携している地方公共団体数は、平成25年度のアンケート調査では、最も多い取組の「協定・覚書」についても6団体となっています。
- ② ごみ処理有料化実施自治体率は、平成24年度で生活系ごみで78.9%、事業系ごみで85.1%となっており、近年はほぼ横ばいとなっています。
- ③ 一般廃棄物リサイクル率は、平成19年までは、毎年増加していましたが、以降はほぼ横ばいとなっています。
- ④ 使用済小型電子機器等の回収は、全地方公共団体の約4割が既に実施をしており、前年度よりも増加しています。
- ⑤ ごみ焼却施設の発電施設、総発電能力、総発電電力量のいずれも増加しています。

【小型電子機器等の再資源化に向けた事業に関する相模原市の取組み】

相模原市では、使用済小型電子機器等の再資源化に向けた事業を平成 25 年 3 月から約 3 年間のモデル事業として実施しています。対象品目は、30cm 未満の小型家電 16 品目。平成 25 年度の回収実績は約 14 トンとなっており、回収量は重量ベースでは据置型ゲーム機が 1 位、個数ベースでは携帯電話・PHS が 1 位となっています。一方で、事業の目的である最終処分場の延命化や小型家電リサイクル法の基本方針で示す回収量目標の達成に十分寄与するほどの回収量が集まらないという課題もあり、本格実施に向けた検討を進めています。



評価・課題

- ① 地域の循環基本計画等策定数は 1,365 (78.3%) となっています。一方、海外の都市と循環型社会形成に関して連携している地方公共団体数は、取組を行っている割合が 1% 未満とまだ取組が進んでおらず、連携を進めるための更なる取組が必要です。
- ② 一般廃棄物処理の有料化や、再利用されることが確実であると市町村が認められた一般廃棄物のみの処理を業として行う者であって市町村の指定を受けたものについて一般廃棄物処理業の許可が不要となる制度（再生利用指定制度）など地方公共団体において選択的に利用できる手法を積極的に活用することが重要です。

③ 小型家電リサイクル法については、平成 25 年 4 月の施行以降、参加市町村が前年同時期の 19%から 43%に増加し、また、「実施に向けて調整中」「未定だが、どちらかというを実施しない方針」を合算すると、78.9%の市町村が前向きな意向を示しており、小型家電リサイクル法の施行から 1 年が経過し、本制度の浸透や、本制度に基づく再資源化事業者の認定等により、市町村による積極的な制度参加の取組が広まったものと考えられます。

一方で、同法の基本方針に掲げる回収目標量（1 年当たり 14 万トン）の達成に向けては、参加意向のある市町村の取組を着実に推進するとともに、更なる回収量増大への取組が必要です。

④ ごみ焼却施設の発電施設、総発電能力、総発電電力量のいずれも増加していますが、今後、3R の推進等により焼却せざるを得ないごみの量の減少が見込まれることから、効率の良い施設を増加させていく必要があります。また、分別等の促進によるごみの組成変化についても十分に留意していく必要があります。

⑤ 地方公共団体の取組の進捗を測るための指標は、まだデータを集める仕組みが整っていないものが多いことから、まずは適切に進捗を測るためのデータ収集・整備のための仕組みづくりを行う必要があります。

特に、地方公共団体における廃棄物に関する各種実態調査について、今後改善に向けた検討を行う必要があります。

⑥ 取組指標上は明らかではありませんが、地方公共団体は、各主体間のコーディネーターとしての重要な役割を果たすことが求められている一方、事業者間のマッチング等の経験が乏しく、十分に機能できていないという指摘があります。地方公共団体が率先して事業者等の各主体に何をすべきかというメッセージを出していく必要があります。

V 国の主な取組状況（詳細な取組は、別添参照）

（第三次循環基本計画における循環型社会の形成に向けて国が講じていく施策の基本的な方向）

- ① 排出者責任に基づくリサイクルや適正処分の徹底や、拡大生産者責任に基づく製品製造段階からの環境配慮設計を引き続き推進します。また、2Rの取組がより進む社会経済システムを構築するための取組を進めます。
- ② 廃棄物等を貴重な資源として捉え、そこから有用な資源を回収したり、エネルギー源として利用したりするなど、その有効活用を図ることとし、資源確保の観点を強化します。また、海外では適正な処理が困難で資源戦略上価値の高い廃棄物等については、我が国への輸入を積極的に行います。
- ③ 有害物質の混入防止・適正処理、廃棄物処理体制の充実、有害物質情報に関する情報共有と関係者間の意思疎通・理解の促進、不適正輸出に係る水際対策の強化などの安全・安心の観点からの取組を拡充します。
- ④ 循環型社会の形成に向けた取組が、（ア）2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すという地球温暖化対策の目標や、（イ）生物多様性に関する世界目標である愛知目標に貢献することも念頭に、低炭素社会づくり・自然共生社会づくりとの統合的取組を進めます。
- ⑤ 地域循環圏の形成に向けて、一定の地域内で循環させることが適当な循環資源については、それぞれの地域の特性や地域に住む人と人とのつながりに着目し、適正な規模で循環させることができる仕組みづくりを進めます。
- ⑥ グリーン・イノベーションを推進し、循環産業の発展を促します。
- ⑦ 廃棄物・リサイクル関係の各個別法の運用・見直しにあたっては、各個別法間の連携も考慮しつつ、2R（リデュース・リユース）の推進、有用資源の回収、安全・安心の確保など、本計画の内容を踏まえ、総合的かつ計画的に行います。
- ⑧ アジアをはじめとする途上国において循環型社会を形成するための取組や、地球規模での循環型社会を形成するための国際的取組を積極的に推進します。さらに、これらの取組とも連携しつつ、静脈産業をはじめとする循環産業の海外展開を積極的に支援します。

1. 「質」にも着目した循環型社会の形成

府 省	現在の状況 (平成25年度・26年度の取組)	評価・課題
(1) 2Rの取組がより進む社会経済システムの構築		
環境省 ・ 経済産業省 ・ 農林水産省 ・ 厚生労働省 ・ 国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ・2Rに取り組んでいる先行的な事例に関する事例集及び「3R行動見える化ツール」の作成と、実証事業等を通じた活用、Web やソーシャルネットワークを活用した普及啓発を行っています。 ・「一般廃棄物処理有料化の手引き」等のガイドラインの市町村への普及促進を行っています。 ・2Rの取組も含めた環境配慮型製品の調達を推進するためにグリーン購入法に基づく基本方針の定期的な見直しを行っています。 ・使用済み製品やびんのリユース促進のための研究会を設置し、各主体が連携したモデル事業を行っています。 ・小売店舗での容器包装使用重量の少ない商品のモデル的な販売、産業構造審議会及び中央環境審議会による3R推進団体連絡会の「容器包装3Rのための第二次自主行動計画」の取組状況についての評価・検討を行っています。 ・特定家庭用機器等について、「リユース・リサイクル仕分け基準の作成に係るガイドライン」を踏まえた小売業者による取組状況の確認を行っています。 ・平成26年4月に75業種のうち26業種について食品廃棄物等における発生抑制の目標値を設定しました。また、食品ロスの要因となっているいわゆる「3分の1ルール」等の商慣習見直しの実証事業、食品ロス削減に貢献するフードバンク活動の強化、食品関連事業者や消費者を対象としたシンポジウム開催等を実施し、食品ロス削減国民運動を行っています。さらに、全国生活衛生営業センターが策定した食品リサイクル推進指針に基づき、「食品リサイクル地域推進会議」を設置し、生活衛生同業組合が再正利用事業計画を策定する支援を行っています。 ・長期にわたって使用可能な質の高い住宅ストックを形成するため、「長期優良住宅の普及の促進に関する 	<ul style="list-style-type: none"> ○2Rの取組みがより進む社会経済システムの構築に向けて、今後2Rの取組みを制度的に位置づけるための検討を進める必要があります。 ○2Rを進めている事業者が社会的に評価される仕組みづくり等を一層進める必要があります。 ○リユース産業の拡大のため、法令遵守の徹底のみならず、性能保証などの環境整備を引き続き推進する必要があります。 ○3Rの行動効果の結果を販売促進や環境報告書などに活用出来るように一層取り組む必要があります。 ○食品ロスに関して、発生抑制の目標値が設定されていない業種への設定の検討、食品ロスの経済的価値、環境負荷の低減効果の試算や効果の「見える化」、国全体の発生状況のより実態に即した把握等を引き続き進める必要があります。 ○長期優良住宅制度に基

	<p>る法律」に基づき、長期優良住宅の建築・維持保全に関する計画の認定を行っており、平成 25 年度には、新築住宅着工に対する認定住戸の割合は 11.9%となっています。また、認定を受けた住宅については、税制上の特例措置を実施しています。</p>	<p>づく運用を引き続き進める必要があります。</p>
<p>(2) 使用済製品からの有用金属の回収</p>		
<p>環境省・経済産業省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小型家電リサイクル法を平成 25 年 4 月から施行し、これまでに 38 事業者の再資源化事業計画の認定を行っています。また、制度の普及拡大のため、実証事業（合計 188 市町村参加）や市町村向け説明会、事業者との情報交換会等を実施するとともに、制度の意義・効果等の普及啓発を行っています。 ・平成 25 年度に解体業者と製錬業者の連携によって使用済自動車に含まれる貴金属等を効率的に回収する取組を支援しました。また、平成 26 年度に、自動車に含まれるコンピューター基板等について高付加価値なリサイクル実現のための事業への支援を行っています。さらに、コバルトを含む次世代自動車用リチウムイオンバッテリー、タングステンを含む超硬工具の回収量の確保及びリサイクル効率性の向上性に向けた実証事業の支援等を行っています。 ・使用済製品について、広域認定制度等による製造事業者等の自主回収及び再生利用の促進を行っています（平成 25 年度末 一般廃棄物 93 件、産業廃棄物 238 件）。 ・環境研究総合推進費において、使用済製品からレアメタル等を回収する技術に係る研究・開発の採択を行っています（6 件）。 	<ul style="list-style-type: none"> ○より広域での小型家電の回収を促進していくことを念頭に、市町村と事業者との間の取引実態を把握するとともに、各主体間の取引実態・事業性を把握しその結果から効果的な促進方法を検討する取組を引き続き行う必要があります。 ○使用済製品からのレアメタル等のリサイクルについて、回収率・リサイクル効率性の向上のための取組を引き続き進める必要があります。 ○今後、拡大生産者責任の理念に基づき、製品の機能・安全性に留意しつつ、製品設計段階の取組や、有用金属の含有情報の共有化を進める必要があります。 ○有用金属を回収・リサイクルするための研究・開発を引き続き進める必要があります。
<p>(3) 水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進</p>		
<p>環境省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いわゆるボトル to ボトルを推進するため、スーパーの店頭回収等の事業系回収ルートにおいて、高品質な使用済ペットボトルをより効率的に回収する方法を検討する実証事業を行っています。また、店 	<p>○循環資源を用いた製品の需要拡大のための動脈・静脈連携を引き続き促進する必要があります。</p>

<p>経 済 産 業 省 そ の 他 の 6 省</p>	<p>頭回収に取り組むことへの関係者の意欲や関心を高めるためのシンポジウムを行っています。（５（１））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック製容器包装廃棄物を原料とした材料リサイクルの高度化のため、再生品の利用可能性調査やメーカー等とリサイクル事業者とのマッチングを行っています。（５（１）） ・国内で製造される自動車用高張力鋼板について、鉄スクラップを主な原料として、一般に製造される高張力鋼板等と同等以上の品質を確保出来るかの検証事業や調査事業を行っています。 ・食品リサイクル法に基づく再生利用事業計画（食品リサイクルループ）の認定を行っています（平成26年3月末52件）。また、マッチング強化や地方自治体の理解促進等のため「食品リサイクルループ形成支援セミナー」や各種リサイクル法に係る説明会を行っています。 ・環境研究総合推進費において、平成26年度に水平リサイクル等を重点研究テーマとして、研究を採択しました（1件採択・リサイクルの推進に資する研究・開発は平成25年度8件、26年度6件）。 ・資源循環ハンドブックを作成・配布するとともに、ウェブサイトによるリサイクル啓発や普及啓発用DVDの貸出等を行っています。 ・3R推進月間において、関係8省庁が連携し、重点的な普及啓発活動を行っています。 	<p>す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○リサイクル費用の削減に向けた新技術の開発を引き続き行う必要があります。 ○分別した循環資源が最終的にどのように活用されているのか、消費者にしっかりと情報提供を行い、消費者の取組みを一層促す必要があります。
<p>（４）有害物質を含む廃棄物等の適正処理システムの構築</p>		
<p>環 境 省 ・ 農 林 水 産 省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アスベストの適正な処理体制を確保するため、石綿含有廃棄物の無害化処理認定を定め、相談、審査、立入検査を行っています。 ・平成26年6月6日にPCB廃棄物処理基本計画を変更し、日本環境安全事業株式会社を活用し、遅くとも平成37年度までの処理を行うこととなりました。また、都道府県と連携し、PCB廃棄物処理基金の造成を行いました。さらに、微量PCB汚染廃電気機器等の無害化処理認定施設の認定を行っています（平成26年12月末時点で20事業者） ・環境研究総合推進費により、有害廃棄物対策と適正処理に係る研究・開発を採択の対象として支援を行 	<ul style="list-style-type: none"> ○アスベスト、PCB等の有害廃棄物を含むものについて、適正な管理・処理が確保されるよう、引き続き体制の充実を図る必要があります。 ○化学物質を含有する廃棄物等の有害性評価や適正処理に関する技術の開発・普及を引き続き進める必要があります。 ○リサイクル原料の有害

	<p>っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> •水俣条約を踏まえ、水銀廃棄物が環境上適正な方法で管理されるよう、そのあり方について検討を行っています。また、水銀廃棄物の安定化・固型化等の処理技術について、長期安定性の検証も含め検討を行っています。 •埋設農薬処理計画の策定や同計画の進行管理を行うため、交付金により、県、市町村、関係者等で構成された協議会等に対する支援を行っています。また、処理計画の策定や埋設農薬の処理が完了した地区等における安全性を確認するため、交付金により、処理事業の事前及び事業等において周辺環境の水質調査等に対する支援を行っています。 •「化学物質ファクトシート」のウェブサイト上等での公開や、「化学物質と環境に関する政策対話」を行っています。また、化学物質アドバイザー制度を運営し、自治体や事業者が実施する化学物質に係るリスクコミュニケーションの活動支援を行っています。 	<p>物質の混入状況に関する基準の策定及び効果的な管理方法の構築や、市町村において処理することが困難な一般廃棄物についての関係者の適切な役割分担のもとでの処理体制の構築等について、今後取組を進めていく必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水銀廃棄物対策については、中央環境審議会の答申等を踏まえ、引き続き必要な制度の整備等を進める必要があります。 ○埋設農薬について、都道府県が行う処理計画の策定や周辺環境への悪影響防止措置に対する支援を引き続き行う必要があります。 ○有害物質情報についてのリスク・コミュニケーションを引き続き進める必要があります。
<p>(5) 災害時の廃棄物処理システムの強化</p>		
<p>環 境 省 ・ 国 土 交 通 省</p>	<ul style="list-style-type: none"> •災害時の廃棄物処理システムの強靱化を行うため、平成 26 年 3 月に災害廃棄物対策指針を策定しました。 •また、地方ブロック毎に、国、地方公共団体、民間事業者等が、地域の特徴を踏まえた災害廃棄物対策について協議する場を設けています。 •さらに、平成 25 年から巨大災害発生時における廃棄物対策について総合的に検討する有識者会議を開催し、平成 26 年 3 月に中間とりまとめ「巨大 	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模災害に備え、災害廃棄物処理システムの一層の強靱化に向けて、引き続き、各主体との連携、仮置き場の確保、大規模災害発生時の各主体の適切かつ迅速な支援の実施体制の構築を進める必要があります。

	<p>災害発生時における災害廃棄物対策の「グランドデザイン」を策定しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> • これに基づき、自治体の処理計画策定が円滑に遂行できるよう、説明会や講習会を行っています。 • 復旧・復興事業の実施に当たっては、関係者間で協同・連携を行い、災害廃棄物由来の再生資材の積極的活用を行っています（平成 25 年度までの活用実績 20.3 万 m³）。 	
--	--	--

2 低炭素社会、自然共生社会づくりと統合的取組

	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">現在の状況</div> 平成 25 年度・26 年度の取組	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">評価・課題</div>
環境省 経済産業省 農林水産省 国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> • 民間の廃棄物処理事業者による高効率の廃棄物熱回収施設や廃棄物燃料製造施設の整備支援を行っています。 • セルロース系エタノール製造のための技術開発や、燃料用バイオマス高生産植物の評価、改良技術などを用いた収量アップの基盤技術研究等を行っています。 • 農山漁村のバイオマスを活用した地域づくりのための構想策定・施設整備等への支援を行っています。 • 「森林・林業基本計画」等に基づき、林業の成長産業化の実現等に向け、CLT 等の新たな製品・技術の開発及び普及に向けた環境整備、公共建築物の木造化等による新たな木材需要の創出、需用者ニーズに対応した国産材の安定供給体制の構築、適切な森林の整備及び保全を通じた森林の多面的機能の維持・向上等を行っています。 • 「生物多様性国家戦略 2012-2020」及び「農林水産省生物多様性戦略」に基づき、田園地域・里地里山の整備・保全、森林の整備・保全、里海・海洋の整備・保全など、農林水産分野における生物多様性の保全や持続可能利用を行っています。 • 経済的連携に向けた農林漁業者及び企業等向け手引き等を取りまとめ、同手引きを活用し農林水産分野における生物多様性保全活動の推進を行っています。 • 環境保全型農業直接支払による支援とともに、「有 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物発電の導入等による熱回収やバイオマス系循環資源の燃料化などを引き続き進める必要があります。 ○ バイオマス活用推進基本計画に基づくバイオマスの利活用、森林・林業基本計画に基づく森林の適切な整備・保全や木材利用の推進に引き続き取り組む必要があります。 ○ 今後、資源の生産・採取時や再生可能エネルギーの利用における施設の運転・立地等において、生物多様性や自然環境の保全に配慮する必要があります。 ○ 環境保全型農業等の持続的な農林水産業、草木質資源等の未利用資源の利用を引き続き促進する必要があります。

<p>機農業の推進に関する基本的な方針」を平成 26 年 4 月に策定し、有機農業の推進を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海洋環境等への負荷低減のため、水産廃棄物等の再資源化施設、処理施設の整備（1 施設）を行いました。 ・使用済再生可能エネルギー設備のリユース・リサイクル・適正処分に関する実態調査を行うとともに、リユース・リサイクル及び処分までの一連の工程についてのモデル事業等を行っています。 ・航路等の整備により発生した浚渫土砂を活用し、徳山下松港において干潟の造成、東京湾及び大阪湾において深掘跡の埋め戻しを行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○使用済再生可能エネルギー設備のリユース・リサイクルについては、引き続き検討を進める必要があります。 ○今後、リユースや長期使用による各種環境負荷の低減が、資源循環とどのようにバランスを取るべきか、検討する必要があります。 ○引き続き、土砂等の有効利用により、水質改善や生物多様性の確保など、良好な海域環境の保全・再正・創出を推進する必要があります。
---	---

3 地域循環圏の高度化

	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">現在の状況</div> <p style="text-align: center;">平成 25 年度・26 年度の取組</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">評価・課題</div>
環境省 ・ 経済産業省 ・ 農林水産省 ・	<ul style="list-style-type: none"> ・エコタウンにおける動脈産業と静脈産業の連携等を推進するための支援(モデル事業や FS 事業の実施、エコタウン会議の開催、エコタウン事業者データベースの作成)を行っています。(2) ・地方の実情に応じた地域循環圏を構築するため、ガイドラインを活用した地域循環圏形成のためのモデル事業を行っています。 ・市町村による浄化槽設置への支援に対する助成や、PFI 等の手法や浄化槽システム全体での低炭素化に向けた調査を行っています。 ・廃棄物処理法に基づく再正利用認定制度、広域認定制度での認定を行っています。 ・地方公共団体実行計画に盛り込まれた対策・施策の推進のため、自治体職員向けの研修、設備導入補助等を行っています。 ・食品リサイクル法に基づく食品リサイクルループの 	<ul style="list-style-type: none"> ○既存の地域づくりの取組の一環として地域循環圏づくりの視点を一層盛り込むとともに、各主体と連携・協働し、各地における地域循環圏づくりの具体化と高度化を一層進める必要があります。 ○地域循環圏の類型に応じた低炭素な地域づくり、バイオマス系循環資源を利用した地域循環型エネルギーシステム、6 次産業化の推進やリサイクルループの

<p>総務省</p>	<p>構築により地域循環の取組の推進を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域でのバイオマスエネルギー導入に係る調査を実施し、バイオマスの種類ごとに地域でビジネスとして自立するための技術指針・導入要件の策定を行っています。また、実証に向けた事業性評価を行っています。 	<p>認定を引き続き進める必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○製品系循環資源や枯渇性資源を含む循環資源については、廃棄物処理法の広域認定制度・再生利用認定制度の活用を引き続き進める必要があります。また、エコタウンなどにおいて循環資源を収集する側と活用する側の連携等を一層図る必要があります。 ○東北地方における復興支援を通じた全国的なモデルとなる地域循環圏づくりや、地域循環圏形成推進ガイドラインの普及は不十分であり、今後は地域循環圏の考え方を浸透させ、地域循環圏づくりに係る助言体制の整備等を推進する必要があります。
------------	--	--

4 循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への利用

	<p style="text-align: center;">現在の状況</p> <p style="text-align: center;">平成25年度・26年度の取組</p>	<p style="text-align: center;">評価・課題</p>
<p>環境省 ・ 経済産業省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理施設整備計画に基づき、ごみ焼却施設の発電効率の重点目標（21%）を定めました。また、循環型社会形成交付金において、高効率エネルギー回収（発電、地域冷暖房等への熱供給等）及び災害廃棄物処理体制の強化の両方に資する施設に対する重点化のための新たな事業の創設を行っています。（2・3） ・バイオマス系循環資源等の原燃料への再資源化等へ 	<ul style="list-style-type: none"> ○最近の熱回収技術の進展を踏まえた地域の廃棄物処理システムの省エネルギー・創エネルギー化の検討、災害時も含め地域のエネルギーセンターとしての機能を発揮

<p>省 ・ 国 土 交 通 省 。 農 林 水 産 省</p>	<p>の取組として、地域循環型のバイオガスのモデル事業や木質バイオマスエネルギーを活用したモデル事業、ペレット製造設備や木質ペレットボイラー等の整備支援、E3 ガソリンの利用拡大、バイオディーゼル流通システム整備、バイオ燃料製造の有用要素技術開発事業、草木・木質・微細藻類からバイオ燃料等を製造する技術の開発等を行っています。（２）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水汚泥資源化施設の整備の支援、下水道資源の循環利用に係る計画策定の推進、下水道汚泥再生利用・エネルギー利用に係る技術開発や普及啓発、燃料の標準化を行っています。（２・３） ・ 技術開発としては、木質バイオマスの利用拡大に資する技術開発等として低コストな小規模発電技術の開発や発熱量を高めたペレット製造技術の開発・実証等の支援や、農山漁村で豊富に得られる草本、木質、微細藻類からバイオ燃料等を製造する技術の開発を実施中であり、バイオ燃料生産に適した資源作物を育種して優良な系統を選抜するなどの成果を得ており、今後も技術開発を進めていきます。（３） 	<p>することを視野に置いた廃棄物発電施設の熱・電供給の導入・高度化等の取組が引き続き必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後、焼却施設や産業工程から発生する中低温熱について、地域冷暖房に活用するなどの取組が必要です。 ○ バイオ燃料、バイオガス化、木質ペレット化、汚泥燃料化を引き続き進める必要があります。 ○ 下水処理場におけるバイオマス活用によるエネルギー回収や他のバイオマスとの混合消化・利用によるエネルギー回収効率の向上を引き続き進める必要があります。
--	---	---

5 循環産業の育成

	<p style="text-align: center;">現在の状況</p> <p style="text-align: center;">平成25年度・26年度の取組</p>	<p style="text-align: center;">評価・課題</p>
<p>環 境 省 ・ 国 土 交 通 省 ・</p>	<p>(1) 廃棄物等の有効活用を図る優良事業者の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 優良事業者が社会的に評価されるために、フォーラムやシンポジウムを実施する等の啓発事業や優良さんぱいナビのシステム改良を行い、優良産廃処理事業者認定制度の普及を行っています。 ・ エコプロダクツ大賞制度を創設し、製薬業界等のエコプロダクツの開発・普及の促進を行っています。 ・ リユース市場の拡大に向けて、リユース業界団体との意見交換会等を行っています。 ・ 「環境ラベル等データベース」の掲載情報の随時更新を行っています。また、「環境表示ガイドライン」 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後、熱回収施設設置者認定制度の普及を進める必要があります。 ○ 今後、環境配慮設計や資源生産性の向上等を促進する必要があります。 ○ 引き続き、優良リユース事業者の育成とリユース品の品質確保を進

厚生労働省	<p>等の普及・活用状況についてのアンケート調査や有識者等による検討会の開催等を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が率先して3R製品等の調達等を進めるため、グリーン購入法及び環境配慮契約法に基づく基本方針の改定検討を行っています。 ・地方公共団体における廃棄物処理の透明化を図るため、一般廃棄物会計基準をはじめとした3つのガイドラインの普及促進のための説明会開催や普及促進方策の検討を行っています。 ・「エコアクション21ガイドライン」の普及促進とともに、“エコアクション21の簡易版マネジメントシステム”を作成し、実証事業を行っています。 ・環境配慮促進法に基づき、事業者による環境報告書の作成・公表を支援するため、環境情報の開示インフラの整備等を行っています。 ・特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入の特例や公害防止用設備に係る課税標準の特例等により、廃棄物処理施設の整備を進めています。 	<p>める必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、国自らがグリーン購入・環境配慮契約を通じて3R製品等を調達する必要があります。 ○引き続き、エコマーク等の環境ラベリングや、一般廃棄物会計基準、環境マネジメントシステム、環境報告書や環境会計などの取組を促進する必要があります。 ○引き続き、税制上の優遇措置等を活用し、適切な廃棄物処理施設の整備を進める必要があります。
(2) 静脈物流システムの構築		
国土交通省 環境省	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省と環境省が連携し、海上輸送による低炭素型静脈物流システムの構築への補助を行っています。 ・これまでに静脈物流の拠点となる22の港湾をリサイクルポートに指定し、広域的なリサイクル関連施設の臨海部への立地の推進等を行ってきました。 ・首都圏の建設発生土を全国の港湾の用地造成等に用いる港湾建設資源の広域利用促進システムを推進し、小名浜港等において建設発生土の受入を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○官民連携の推進、港湾施設の整備など総合的な支援を一層講じることにより国内外の資源循環を促進させる必要があります。 ○引き続き、静脈物流のモーダルシフトや、スーパーフェニックス、静脈物流コストの低減を図っていく必要があります。

6 廃棄物の適正な処理

	現在の状況 平成25年度・26年度の取組	評価・課題
(1) 不法投棄・不適正処理対策		
環	・不法投棄ホットラインの運用や不法投棄等事案に対	○引き続き、不法投棄ホ

<p>境 省 ・ 国 土 交 通 省 ・ 農 林 水 産 省</p>	<p>する現場への専門家派遣等の支援を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国ごみ不法投棄監視ウィークや国と都道府県等の連携による不法投棄等の撲滅に向けた普及啓発活動を通じてネットワークの構築を行っています。 ・不法投棄等の残存事案対策として、産廃特措法に基づく財政支援（平成26年度：12件）及び廃棄物処理法に基づく産業廃棄物適正処理推進基金からの財政支援（平成26年度：3件）を行っています。 ・電子マニフェストの普及拡大に向けて「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」の作成、講習会の開催等の普及啓発を行っています。（5（1）） ・家庭等の不用品を無許可で回収し、不適正処理・輸出等を行う事業者対策として、事業者に対する指導強化、国民向けチラシ・ポスター・インターネット広告による普及啓発、優良事例の取りまとめ、研修会等を行っています。（1（1）） ・都道府県等が実施する漂着ごみの発生抑制対策等の海岸漂着物対策に対し、「海岸漂着物地域対策推進事業」による支援を行っています。また、海岸漂着物の実態調査を進めるとともに、関係国と協力し海岸漂着物等の削減に向けた取組を行っています。 ・広範囲にわたり堆積し、海岸保全施設の機能を阻害することとなる海岸漂着ごみや流木等を処理する場合には、「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」による支援を行っています。 ・東京湾等の閉鎖性海域での漂流ゴミの回収や、船舶の事故等により発生した浮遊油について、油回収装置及び航走拡散等により油の除去を行っています。 ・シップリサイクル条約に係る調査を行うとともに、（一社）日本マリン事業協会による「FRP 船リサイクルシステム」について、普及促進活動を行うとともに、地方廃船処理協議会を開催し、不法投棄された廃FRP 船対策やFRP 船リサイクルの促進を図るために情報提供及び意見交換等を行っています。 	<p>ットラインやごみ不法投棄監視ウィーク、残存事案への適切な支援、違法な不用品回収業者・輸出業者対策を行う必要があります。</p> <p>○平成28年度に電子マニフェスト普及率を50%にするという目標達成に向け、普及啓発等を引き続き行う必要があります。</p> <p>○引き続き、海洋ごみの発生抑制や回収・適正処理を行う必要があります。</p> <p>○環境に配慮した先進的なシップリサイクルシステムの構築や国内における執行体制について、一層整備を図る必要があります。</p>
<p>（2） 最終処分場の確保等</p>		
<p>環 境 省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の最終処分場について、廃棄物処理施設整備計画（平成25年5月閣議決定）において残余年数を20年分とする重点目標を定めました。また、 	<p>○一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場を引き続き確保する必要があります。</p>

<p>・ 国 土 交 通 省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物の最終処分場の整備について、引き続き、循環型社会形成推進交付金の交付対象事業として行っています。 ・ 公共関与による産業廃棄物処理施設の整備促進のために、新たに 1 法人を廃棄物処理センターとして指定するとともに、モデル的整備事業による補助を行っています。（平成 26 年度：管理型最終処分場の 3 事業） ・ 東京湾等で海面処分場の計画的な整備を行っています。また、海面処分場の早期安定化、跡地利用について意見交換を行い、海面処分場の廃止に関する情報を整理した上でまとめるとともに、技術情報集等の作成を行っています。 ・ 海洋汚染防止法に基づく廃棄物の海洋投入処分に係る許可制度の適切な運用を行っています。 ・ 船舶等から発生する廃油について処理事業を行おうとする者に対し、廃油処理事業の需要適合性、事業計画及び当該事業者の事業遂行能力等について、適正な審査を行っています。 	<p>あります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、最終処分場に埋め立てられた廃棄物を減容化する取組を支援する必要があります。 ○海面処分場を引き続き計画的に整備する必要があります。 ○国際的にみても依然として我が国の海洋投入処分量が多い状況を踏まえ、一層の削減に向けた方策の検討を行う必要があります。
--	---	--

7 各個別法の対応

現在の状況

別添参照

評価・課題

個別リサイクル法の目標達成状況については第 3 節で示していますが、大部分が目標を達成しています（II 第 2 節 1 (5) 参照）が、現在行われている各種リサイクル法またはその目標等の点検・見直し結果も踏まえ、今後も取組を推進していく必要があります。

また、建設リサイクルにおいては、今後のインフラ開発による建設発生土の有効利用を行う必要があります。

（参考）

（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）（平成 26 年 10 月に報告書取りまとめ（中央環境審議会意見具申））

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号。以下「食品リサイクル法」という。）は、平成 13 年 5 月の施行から 13 年が経過し、食品製造業など食品関連事業者の努力により、食品廃棄物等の発生量は年々減少す

るとともに、食品循環資源の再生利用等実施率は上昇傾向にある。また、登録再生利用事業者は飼料化及び肥料化事業者を中心に年々増加するとともに、平成19年の改正法において設けられた再生利用事業計画（食品リサイクルループ）の認定件数も年々順調に伸びている。

一方、我が国においては依然として年間約1,700万トンの食品廃棄物が発生し、このうち、食品ロスが約500万から800万トンあると推計されている。また、食品リサイクル法に基づき再生利用等が求められている食品廃棄物等についてみた場合、食品関連事業者の再生利用等実施率は、食品流通の川下に行くほど低下している（食品製造業約95%、食品卸売業約58%、食品小売業約45%、外食産業約24%）。

そのため、今後、以下のような取組を進める。

- ① 食品関連事業者26業種について、食品廃棄物等の発生抑制の目標値が平成26年4月から本格施行された。目標値が設定された業種の食品関連事業者については目標値の達成に向けて取組を推進。目標値が設定されなかった業種についても可食部・不可食部の把握等を行い目標値の設定を引き続き検討。
 - ② 食品ロス削減に関わる様々な関係者が連携しフードチェーン全体で食品ロス削減国民運動を展開。また、食品ロス発生状況の把握及び取組効果の「見える化」を通じた国民に対する働きかけを促進。
 - ③ 食品循環資源の再生利用手法について飼料化、肥料化（メタン化の消化液を肥料利用するものを含む。）、メタン化等のエネルギー化の順に優先的に推進。
 - ④ 関係者のマッチングの強化等による食品リサイクルループの形成を促進。一方で登録再生利用事業者の不適正事例が発生しており、指導・監督の強化を図る。
 - ⑤ 地方自治体との連携を通じた食品廃棄物等の発生抑制・再生利用の取組を促進。
- 今後、同意見具申に盛り込まれている措置を着実に実施するとともに、経年の施行状況を踏まえて5年後を目途に、施行状況の点検を再度行う。

（特定家庭用機器再商品化法）（平成26年10月に報告書とりまとめ（中央環境審議会意見具申））

家電リサイクル法が施行されてから13年が経過しているが、メーカーにより引き取られた特定家庭用機器廃棄物のリサイクルは進んでおり（再商品化率は年々上昇傾向にあり、平成25年度においては、エアコン91%、ブラウン管式テレビ79%、液晶式・プラズマ式テレビ89%、冷蔵庫・冷凍庫80%、洗濯機・衣服乾燥機88%となっている。）、拡大生産者責任の考え方に基づく製造業者等によるリサイクルの仕組みは、これまで適切に機能し、着実に成果を上げてきたところ。

一方、現在の家電リサイクル制度には、

- ① 消費者の視点からの家電リサイクル制度の改善
- ② 特定家庭用機器廃棄物の適正処理の確保
- ③ 家電リサイクルの一層の高度化
- ④ 対象品目
- ⑤ リサイクル費用の回収方式

といった課題があり、社会全体で適正な家電リサイクルを推進していくための「回

収率目標（仮称）」の設定や、関係者の連携による消費者への普及啓発、小売業者の引取義務がない「義務外品」の回収体制の構築、リサイクル料金の透明化・適正化などを進めていくことが必要である。また、対象品目の追加、リサイクル費用の回収方式に関しては、効果や論点・課題等について継続的な検討を行っていく。

その上で、少なくとも毎年一回、家電リサイクル制度の施行状況や各種施策の実施状況等をフォローアップするとともに、経年の施行状況を踏まえて5年後を目途に、制度検討を再度行う。

8 環境教育等の推進と的確な情報共有・普及啓発

	現在の状況 平成25年度・26年度の取組	評価・課題
(1) 環境教育等の推進		
文 部 科 学 省 ・ 環 境 省 ・ 農 林 水 産 省 ・ 外 務 省	<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育等推進法に基づき、人材認定等事業の登録、環境教育等支援団体の指定、体験の機会の場の認定等を行っています。また、各種事業を通じて活動の見える化、大学生向けの授業や社会人向け研修、教育現場用環境教育プログラムの作成、文部科学省と環境省の連携による環境教育リーダー研修等を行っています。 ・GLOBE 協力校の指定（16校）、エコスクールパイロット・モデル事業のモデル校の認定（63校）、公民館等を中心とした社会教育活性化プログラムの実施（環境保全関係3件）を行っています。 ・「国連ESDの10年」の最終年である平成26年に、日本政府とユネスコの共催でESDに関するユネスコ世界会議を我が国において行いました。 ・学校教育における森林での体験活動を推進するため、学校の森・子どもサミットを開催するとともに、木材の良さや利用の意義を学ぶ教育活動としての「木育」や、学校等が森林教室や体験活動を実施するためのフィールドとして、国有林を提供する「遊々の森」の協定締結などを行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場所で、環境教育等を進める必要があります。 ○引き続き、改訂された学習指導要領に基づき、循環型社会の形成の推進に関する分野をも含めた環境教育を進める必要があります。
(2) 3Rに関する情報共有と普及啓発		
環 境 省 ・ 経	<ul style="list-style-type: none"> ・第三次循環基本計画に盛り込まれた、循環型社会形成のための指標に関する情報について、毎年度、更新・公表を行っています。 ・10月の3R推進月間においては8省庁が連携し、重点的な普及啓発活動を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自治体や学術機関、NPO、事業者の間で情報の共有化・ネットワーク化が一層必要となります。

<p>済 産 業 省 ・ そ の 他 の 6 省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・WEB サイト「Re-Style」の運営やソーシャルネットワーク等を活用し、多様な活動等の情報発信を行っています。 ・地球環境パートナーシッププラザにおいて、パートナーシップの促進、NGO 支援、環境情報の提供・普及を行っています。また、地方環境パートナーシップオフィスの設置や、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に基づく協働取組のモデル事業を国内各地で行っています。 ・3R の推進に貢献している個人や事業所等を表彰する「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」の後援や、「3R 推進全国大会」における3Rに関する各種取組の紹介、イベントの実施、「環境にやさしい買い物キャンペーン」、「循環型社会形成推進功労者表彰」等を実施しています。 ・3R に関する法制度とその動向をまとめた冊子「資源循環ハンドブック」を発行しています。また、3R 政策に関するウェブサイトにおいて、取組事例や関係法令の紹介、各種調査報告書の提供を行うとともに普及啓発用 DVD 貸出等を実施しています。 ・普及啓発用の資料の作成や研修を通じ、容器包装廃棄物排出抑制推進員（3R マイスター）の活動支援を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○循環型社会形成に向けた状況把握のため、指標及び裏付けとなるデータの改善・整備を一層行う必要があります。 ○民間団体との連携を深め、一層の国民の意識向上や具体的な行動を促す必要があります。 ○引き続き3R マイスターの活動を支援するとともに、今後、廃棄物減量等推進員等の活動を支援していく必要があります。
--	---	--

9 国際的取組の推進

	<p style="text-align: center;">現在の状況 平成25年度・26年度の取組</p>	<p style="text-align: center;">評価・課題</p>
<p style="text-align: center;">(1) 3R 国際協力の推進と我が国循環産業の海外展開の支援</p>		
<p>外 務 省 ・ 環 境 省 ・ 経 済</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・JICA による専門家の派遣等を通じ、アジアの途上国における廃棄物管理や循環型社会の形成のための支援を行っています。 ・我が国の支援等によりアジア数力国で3R に係る国家戦略の策定を進めると同時に、各国における3R 関連の事業形成や政策立案を促進するため、政府機関、国際援助機関、民間セクター等が参加する「アジア太平洋3R 推進フォーラム」を行っています。 ・平成 26 年 2 月、3R の効果的な実行に向けた国家間協力、北南南協力、都市間・地方自治体間協力、 	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、国際機関と連携を図りつつ、多国間の枠組みを通じて、3R・廃棄物処理に関する情報発信や合意形成を推進する必要があります。 ○二国間政策対話等を通じて、引き続き法制度整備支援や研究面での

<p>産業省・文部科学省</p>	<p>産業間連携、政府・非政府間連携等の推進を表明する「スラバヤ3R宣言」を採択しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業」等において海外展開を行う事業者の事業実施可能性調査（FS）を含めた支援を行っています。（平成26年度：16件） ・日本の優れたし尿処理技術である浄化槽を国際普及させるための二国間ワークショップなどを行っています。 ・インドネシア・中国とのコベネフィット協力に係る覚書に基づき、環境対策の強化に資する調査・能力構築を行っています。 ・自治体間協力事業や、「インフラシステム輸出促進調査等事業」において、アジア等でのリサイクルビジネス展開を促進させるための事業実施可能性調査（FS）事業を行っています（平成25年度3件、平成26年度：4件（継続案件含む））。 ・「新興国市場開拓事業」において、自治体間協力による相手国のリサイクル制度構築支援事業を行っています。（平成26年度：1件） ・「国際研究開発・実証プロジェクト」において、現地ニーズに合致したリサイクル技術・システムの確立に係る研究開発・実証事業を行っています。 ・バーゼル条約の有害廃棄物等の環境上適正な管理（ESM）に関するフレームワークについて、締約国会議で設置された専門家作業グループに環境省職員や我が国の専門家が参加し、ESMフレームワークの実施、作業プログラムの策定、各種ガイドライン文章の策定、パイロットプロジェクトの実施を支援しました。また、各種ガイドラインの改定作業を主導するとともに、我が国の水銀廃棄物の処理技術、PCB廃棄物等の処理技術等に関する知見を適切にインプットしています。 ・我が国から財政的な支援を行っているUNEP国際資源パネルについては、会合に参加し、推進中の調査・研究の進捗の確認を行っています。平成26年9月には、物質フロー分析作業部会を東京に誘致しました。 ・ユネスコ本部へESD推進のための信託基金を拠出し 	<p>交流を進める必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物管理のためのグローバル・パートナーシップ等を通じた国際的な廃棄物管理の取組に関する情報収集や連携の更なる促進や国際的な循環資源に関する研究を一層進める必要があります。 ○引き続き、官民一体となり、各国における廃棄物・リサイクル制度の導入支援と我が国循環産業の海外展開のパッケージでの推進や、我が国の技術の情報発信、事業実現可能性調査や、研究開発・技術実証を行う必要があります。また、今後、海外展開支援に関するプラットフォームを構築し、官民一体となった取組を進める必要があります。 ○途上国における環境汚染対策にも資するコベネフィット事業の支援を、一層進める必要があります。 ○有害物廃棄物等の環境上適正な管理や、OECD等の国際的な活動に関して、引き続き国際社会で積極的な役割を果たすとともに、各種ガイドライン策定
------------------	--	--

	ています。	に積極的に関与していく必要があります。
(2) 循環資源の輸出入に係る対応		
環境省 ・ 経済産業省 ・ 国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害廃棄物等の国際的な移動による環境汚染を防止するために、有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークワークショップを行っています。また、3R 推進月間の活動の一環として、関係省庁と連携し、水際対策の強化を行っています。 ・ 国際的な移動が環境負荷の低減や資源の有効利用に資する循環資源について、移動の円滑化を図るために、「輸入手続きガイドブック」を作成しました。また、廃棄物等の輸出入を行う事業者に対し、当該貨物が規制対象に該当するか否かに関する事前相談を実施するとともに、全国各地でバーゼル法等説明会を開催する等、事業者への手続案内等の拡充を図っています。 ・ 他国において安定的な需要のある石炭灰などの循環資源について、審査の考え方を見直す等、輸出手続きを迅速化し、円滑化するための具体的な方策の検討を行っています。 ・ 国際的な循環資源の移動に当たっては、港湾における循環資源の取扱において積替・保管施設等を活用しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、有害物質等の国際的な移動による環境汚染防止のため、アジア各国・国際機関との連携強化や、バーゼル条約の規制対策の明確化等により、水際対策を強化する必要があります。 ○途上国では適正処理が困難なものを我が国が受け入れるため、今後、輸入手続きの簡素化等を行う必要があります。 ○我が国での利用量に限界がある一方で他国における需要のある循環資源については、引き続き、輸出後の処理手続きに留意しつつ手続きの迅速化等により輸出の円滑化を図る必要があります。 ○引き続き、円滑な資源輸送に必要な港湾施設の整備や受入体制の確保に関する取組等を推進していく必要があります。

10 東日本大震災への対応

現在の状況 平成25年度・26年度の取組		評価・課題
(1) 災害廃棄物の処理		
環境省 ・ 国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ・広域処理として、東日本大震災で発生し、処理が困難な鉛が編み込まれた魚網や不燃物の篩下残渣等の受け入れ先を調整し、広域処理を実施、約62万トン进行处理しました。 ・きめ細やかな進捗管理を実施し、平成26年3月末までに福島県の一部地域を除いて災害廃棄物の処理を完了しました。 ・再生利用率は災害廃棄物が約8割、津波堆積物のほぼ全量となり、公共事業にて約1,339万トンを利用しました。 ・処理の完了していない福島県の一部地域において、きめ細かな進捗管理を継続しています。また、災害廃棄物処理特別措置法に基づき災害廃棄物の代行処理の要請を受けている4市町のうち、処理が完了していない2市町について国が処理を実施しています。 ・大量に発生した災害廃棄物・津波堆積物は、関係者の協力を得て、海岸防災林の再生など復旧・復興事業として整備する事業の建設資材等に活用しています。 	○引き続き、処理の完了していない福島県の一部の地域については、きめ細やかな進捗管理を継続しつつ、市町と連携して国の代行処理等による支援を通じ、できるだけ早期の処理完了を目指す必要があります。
(2) 放射性物質に汚染された廃棄物の処理		
環境省 ・ 農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県内の汚染廃棄物対策地域では、平成25年12月の対策地域内廃棄物処理計画の見直しにおいて、帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入完了目標を市町村毎に設定し、3町村で仮置場への搬入を一通り完了しました。他の市町村でも、帰還の妨げとなる廃棄物の撤去と仮置場への搬入を優先して実施中です。 ・福島県内の指定廃棄物に関しては、平成25年12月に既存の管理型処分場（フクシマエコテック）の活用と中間貯蔵施設の設置について、計画案を提示し、受け入れの要請を行いました。 ・平成26年2月に福島県知事より、配置計画を見直すよう申し入れがあったことから、管理型処分場内に計画していた固型化施設等の設置場所の見直し、中 	○東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い放出された放射性物質によって汚染された廃棄物については、引き続き適正かつ安全に処理を進める必要があります。 ○引き続き、廃棄物の再生利用時には、放射性物質による汚染に留意しつつ安全性を

<p>間貯蔵施設の設置候補地を3町から2町に集約する旨等を回答しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> • フクシマエコテックの活用については、地元の富岡町及び楡葉町の当局や議会への説明を経て、平成26年4月に楡葉町、6月に富岡町に対し住民説明会を開催しました。 • 中間貯蔵施設の整備については、住民説明会、住民説明会の意見等を踏まえた財政措置を含む国の考え方の全体像の提示を行ってきました。これに対し、知事より中間貯蔵施設の建設受入れを容認する旨、両町長より地権者への説明を了承する旨が伝達され、地権者を対象にした説明会を開催しました。 • 減容化事業については、福島市堀河町終末処理場、県中浄化センターにおいて、下水汚泥の減容化処理を完了しました。鮫川村においては村内で発生し処理が滞っている放射性物質を含む農林業系副産物等を処理するための実証事業の運転を平成25年8月から開始しました。 • 福島県外の指定廃棄物については、保管状況が逼迫している5県（宮城、茨城、栃木、群馬、千葉）における処理施設の候補地を各県で選定するためのベースとなる基本的な案を取りまとめ、宮城県、栃木県、千葉県において選定手法が確定しました。その後、宮城県においては、平成26年1月に、詳細調査を実施する候補地を3か所提示し、国・県・候補地3市町による関係者会談や、市町村長会議などにおいて議論を重ね、平成26年8月に詳細調査を開始しました。栃木県においては、平成26年7月に詳細調査候補地を1カ所提示しました。 • 再生利用可能な廃棄物については、放射線量の測定を行い、処理業者が受け入れ可能と確認した物について引渡しを行いました。また、平成25年10月には、公共工事における建設副産物の再生利用の安全性確保に係る考え方を、内閣府支援チームとりまとめで6府省庁より周知しました。引き続き、安全性を十分に確保して、可能な限り廃棄物の再生利用を進めています。 • 農林水産省のHPに飼料の暫定許容値の設定に係る関係通知、Q & Aや関係者向けのリーフレットを掲 	<p>十分に確保するとともに、廃棄物以外の循環資源を含めて、安全性が十分に確保されるよう、関係府省間の緊密な連携を図る必要があります。</p>
---	---

	<p>載し、暫定許容値を超える飼料の使用、生産及び流通が行われないよう、関係者に周知徹底を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none">• 肥料について、暫定許容値を超える肥料の使用、生産及び流通が行われないよう、関係者に周知徹底を図るとともに、汚泥肥料を採取し、放射性セシウム濃度の測定を実施しています。その結果、肥料の暫定許容値を超過する製品は確認されていません。	
--	---	--

【参考】第四次環境基本計画の点検における物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組に関する今後の課題

（「第四次環境基本計画の進捗状況・今後の課題について（平成26年11月）」より抜粋）

- 社会的費用の減少や環境負荷低減の観点から合理的に行われる水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進については、たとえばペットボトルの水平リサイクルのように一定の高い技術水準に達しているものは、リサイクルの裾野を拡げるため、再生製品の品質やコスト、回収に係る取組、関係者間の連携等、関係法令の整備を通じた事業環境づくりが必要である。

また、自動車リサイクル、家電リサイクル、小型家電リサイクル等、法に基づきリサイクルが進められているものについては、その成果を広く周知していくとともにリサイクル制度の意義を理解してもらうことが必要である。

- バイオマス系循環資源の利活用については、既に「バイオマス・ニッポン総合戦略」（平成14年12月閣議決定）を皮切りに、バイオマス産業都市構想（平成25年度から実施）等により一定の進捗が認められる。引き続き、地域循環圏構築に向けて、バイオマス系循環資源等の飼料化・肥料化、エネルギー源等としての利用やバイオマス系循環資源の利活用に資する技術の研究開発を進めることが必要である。

- 循環資源の国内外での流れについては、国内における健全な資源循環を確保する観点から、これまで以上の実態把握を行い、関連諸制度間の連携の強化とこれら制度のより円滑な施行に努める必要がある。

- 再資源化産業の海外進出については、国による支援が行われているものの、支援の視点が、日本企業の国内外の活動をより円滑に結び付けてその育成を図ることに向けられており、適切な国際資源循環を確保する観点からの視点が不足している。

また、現地の多様な主体のニーズに即しつつ、現地の社会的課題にも対応した国際協力を行う視点も不足しており、今後はこれらの視点を加味した取組を進めることが必要である。

なお、適切な国際資源循環の確保の観点からは、進出先国における制度整備の支援も必要である。

- 企業等を主体とする国際協力を行うに当たっては、協力相手先の中央政府又は地元政府と協力主体となる日本企業等との連携だけでなく、日本国内でも協力主体を支援する関係省庁、地方公共団体等が一層連携を進めることが必要である。

VI 今後の展開の方向

- 国民の3Rへの意識は高まってきてはいるが、その維持・向上を図るとともに、高い問題意識が実際の3Rに結びつくような、とりわけ第三次循環型社会推進推進基本計画で重視している2Rの取組に関して、社会システムの在り方について検討を行うこと。また、循環資源を原材料として用いた製品の需要拡大を目指した消費者への普及啓発を進めること。さらに、事業者による2R取組実施のためのインセンティブのための取組を進めること。
- 事業者における更なる自主的取組の深化に向け、リデュース・リユース、製品アセスメントや環境配慮設計、資源生産性などの目標設定について検討を行うこと。
- 各種リサイクル法またはその目標等の見直しを踏まえ、今後も取組を推進していくこと。
- 製品の機能・安全性に留意しつつ、素材別の分別・リサイクルが行いやすくなるよう、製品設計段階の取組や、有用金属等の含有情報の共有化のための取組を進めること。
- 使用済小型家電のリサイクルについては、順調に市町村による取組が進んでいるものの、回収目標量達成に向けて、取組を更に強化していくこと。
- リサイクル原料について、有害物質の混入状況に関する基準の策定等への取組や、適正処理困難物の処理体制の構築について検討を行うこと。
- 資源循環と生物多様性や自然環境保全への配慮の統合的取組を進めること。また、リユースや長期使用による低炭素化等の各種環境負荷低減がバランスをとって効果的に実施されるための指針の策定に向けた検討を進めること。
- 地域循環圏の考え方の浸透や地域循環圏づくりに向けた体制整備等を進めること。
- 廃棄物処理における熱利用施設の効率化や、中低温熱の利用、熱回収施設設置者認定制度の普及を進めること。
- 資源採取時において生物多様性や自然環境への影響を低減する観点からも、資源の効率的な使用や長期的利用を進めることにより新たな天然資源の消費の抑制を図ること。
- 国際的な廃棄物管理の取組に関する情報収集や連携の更なる促進、国際的な資源循環に関する研究、円滑な資源輸送に必要な港湾施設の整備や受入体制の確保に

関する取組を進めること。

＜今後の進捗点検の展開の方向＞

○各主体の取組について、現在のデータだけでは取組の進展について適切な評価が難しいものがあることから、より適切なデータ収集や評価方法を検討していくこと。

○国を含めた各主体の取組を評価するに際して、可能な限り客観的かつ俯瞰的に評価できるような評価手法を検討していくこと。

○評価・課題については、結果のみで判断するのではなく、なぜそのような結果となったのか、要因分析を行うこと。そのために、点検の重点分野を置くことを検討すること。

○環境基本計画の進捗点検や循環型社会の年次報告（循環型社会白書）と、本計画における進捗点検の役割分担を整理すること。

○上記の取組によって、作業の合理化・効率化を図りつつ、本計画の進捗点検に対する環境省関係部局及び関係省庁の関与の強化を図ること。